

2023 年 7 月 6 日

会員各位

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会
会 長 一 戸 隆 男

国土交通省（一般財団法人経済調査会）「建築保全業務労務費等調査」について
（回答のお願い）

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

標記について、国土交通省が毎年公表する「建築保全業務労務単価」の設定に資するため、同省が一般財団法人経済調査会に委託し、調査を実施いたします。

本調査の主たる目的は、次年度の入札予定価格の基準となる清掃員等の労務単価を決めるためのデータを得ることです。「建築保全業務労務単価」は、国のみならず地方自治体等においても広く活用されており、保全業務の委託費算出に大きな影響を与えるため、ビルメンテナンス業界にとって重要な国の調査となります。

お知らせしておりますとおり、令和 5 年度の建築保全業務労務単価は 2022 年 12 月に公表、その後 2023 年 2 月に見直された労務単価が公表されましたが、皆さまの回答が反映され、前年と比較して約 5%の引き上げとなっております。

なお、調査へのご協力にあたっては、実状を適切に反映していただくため、下記の留意事項についてご理解いただき、ご回答くださいますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、調査票の一式は、経済調査会より皆さまのお手元に 7 月 18 日を目途に届き、8 月 18 日までの約 1 カ月が調査期間となりますので、申し添えます。

敬 具

【ご回答いただくにあたっての留意事項】

- ① 「労務単価」は、基本給と通勤手当、家族手当、住宅手当等の基準内手当と賞与等の臨時の給与 1 年分を所定労働日数で割り返した、1 日所定労働時間 8 時間当たりの賃金です。
- ② 清掃員 C、保全技術員補および警備員 C については上長の指示のもとに作業を行うものとなります。
- ③ 清掃員 B は 2 級ビルクリーニング技能士、保全技術員はボイラー 2 級、警備員 B については施設警備 2 級程度の資格者相当の前記、②に記載した技術者の上長となります。
- ④ 清掃員 A は 1 級ビルクリーニング技能士、保全技師補はボイラー 1 級、警備員 A が施設警備 1 級程度の資格者相当の前記、③に記載した技術者の上長となります。
- ⑤ 保全技師Ⅲ以上はボイラー特級または電気主任技師相当の技術資格を有する者で、前記④に記載した技術者の上長となります。
- ⑥ 今回調査より設問（26）として、資格の取得状況の項目が新設されました。手引き 4 ページに代表的な資格が列記されておりますので、この中からご記入ください。

.....【本件に関する事務局担当】.....

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会 事業開発部 関内
〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5-12-5 ビルメンテナンス会館 5 階
TEL 03-3805-7560 FAX 03-3805-7561 kenji@j-bma.or.jp